

告 示

埼玉県告示第五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十九年一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年一月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ための会
- 三 代表者の氏名
為貝 和宏
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県本庄市東富田二百七十二番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して、自立支援に関する事業を行い、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創設することで、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。